

総合計画(後期基本計画)の策定にあたって

町総合計画は町政運営の基本となるもので、町が実施する施策の基本的な方向を示す町政全般に関する最上位の計画です。

総合計画の期間は平成25年度から平成34年度までの10年間で、『笑顔と夢が膨らむまち』を基本理念として掲げ、前期基本計画(平成25年度から平成29年度)の取組みを分野別の具体的な柱である「10のちから」ごとに進めてきました。

この間、「人口減少と地域経済縮小の克服」、「まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立」を目指した地方創生の考え方が国から示されたことから、町では町総合計画を基本に地方創生に資する事業を取りまとめ、各種事業を展開しているところです。

後期基本計画(平成30年度から平成34年度)は、地方創生における考え方や新たな地域課題を踏まえ、**前期基本計画と同様に10のちからごとに整理し事業を推進しますが、将来のまちづくりに向けた特に重要な取組みを3つの重点施策に位置づけ、分野別施策に捉われない効果的な事業展開を図ることにしました。**

後期基本計画は、

10のちからで計画全体を進めつつも、特徴的な取組みを3つに
しぼり推進する。

◎ 3つの重点施策

- ① 地方創生
- ② 住民の暮らし安全と基盤整備
- ③ 観光(観光立町)

- ① 移住促進、CCRC、ELV、デマンド等
- ② 近隣市町連携
- ③ 大学連携
- ④ 観光(産業間連携)
- ⑤ 漁業資源の維持・向上



(まちづくりの目標)

住民が希望を持ち、住んでよかったと思う特色あるまちづくり